

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
1	<p>行政書士試験の受験料が7,000円から10,400円と約50%の値上げとなりますが、これは他の試験の値上げ率を遥かに上回り公平ではないと考えますので見直しをお願いします。</p> <p>宅建士試験と同じく20%の値上げでしたら妥当かと思えます。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
2	<p>各種試験の実施、願書提出の際の手数料が軒並み上がっているが、これらを上げるべきではない。</p> <p>特に高圧ガスや電気工事士等、インフラに関わるものについては防衛上の観点からも重要である為、寧ろ手数料を下げ、幅広く適正で志のある人材に受験の機会を与えるべき。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
3	<p>私は現在生活保護を受けながら社会復帰を目指して、行政書士受験をしております。現状の受験費用の捻出すら厳しい状況で、国家公務員の皆様もボーナス減額され、物価上昇等もあり経費がかかるのもわかるのですが…</p> <p>国会議員は一切ボーナス減額されることもなく、あれもこれも値上げをする。かと言って一方で自国民より外国人を優遇するような政策を行っており、まるで自国民よりも、納税額さえ大きければ外国人を優先する。</p> <p>正に、官製談合ともいえるような政治をされてしまうと。結果的に政府も失業者や生活保護者が増えて実質の税収がないまま、首を絞めることになると思います。</p> <p>国力低下させるような原因を作ってそんなに楽しいのですか？税金で給料が保障されているから、自分で稼ぐことがどれだけ大変か？が全く政治家や官僚の皆様はわかってないし、わかろうとは思えません。</p> <p>こんな貧乏人は死ねみたいな改正案に賛成できるわけがありません。お金がなくて情報も取れない人は意見公募に対して意見すらできません。</p> <p>このままだと、暴動起きても知りませんよ。</p> <p>平和な日本なのに、治安悪化させるような愚策です。机上の計算だけではなく、現実を見ていただきたい。</p> <p>一度民間企業に研修に行った方がよろしいのでは？政治家先生・官僚の皆さん。</p> <p>以上。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
4	<p>こんにちは！</p> <p>意見を提出させていただきます！</p> <p>行政書士受験生です。</p> <p>宅地建物取引士も来年受験を検討しています。</p> <p>値上げすることに対しては賛成ですが、宅地建物取引士の受験料値上げの料金と、行政書士の受験料値上げの料金が釣り合っていないような気がします。どのような基準でどうしてこの料金なのか、明確に提示していただけたらとても嬉しいです。私個人の意見としては料金を上げるにしても、全て一律10%上乗せ…など、全て平等に引き上げを検討して頂きたいなと思っています。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
5	<p>価格の値上げには反対し、値上げ幅の削減または受験価格の据え置きを意見したい。</p> <p>行政書士試験については、法律系の資格試験における入門的意味合いがあり、不況にあえぐ一般市民や学生が受験を検討しなくなると、国民全体が法律への興味関心を削ぎかねない。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
6	<p>受験生の負担が多少増えることにはなりますが、行政書士試験及び宅建士試験並びに各種試験の受験料の変更については、試験管等の人件費や試験会場確保費などの運営を考えても妥当な金額だと思います。</p>	賛成意見として承ります。	無
7	<p>行政書士試験について。</p> <p>そもそも、値上げは致し方ないと思うが、3000円以上も急に上がるのはどうなのか。また、値上げを行うのであれば試験問題をもっと緻密に、丁寧に作るべき。具体的には、没問、または没問と思われるもおかしくないような問題の発生は絶対に起こらないようにしていただきたい（現に今年も没問疑惑の問題がある。センターは頑なに認めないようであるが）。</p> <p>記述式の採点がブラックボックスであるような現行の試験制度では曖昧な部分が多すぎて、10700円の価値がある試験とは到底言い難い。値上げをするなら、受験生ファーストで、そこは必ず徹底してほしい。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>これまで、試験委員数の増員や試験問題のチェック体制の強化により試験問題の質の向上に努めてきたところですが、いただいた御意見も踏まえ、今後とも行政書士試験が適切に実施されるよう努めてまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
8	<p>今回の改正ですが、行政書士試験の受験料について意見を申し上げます。</p> <p><意見> 10400円という値上げには反対します</p> <p><理由> 令和3年度までの受験料は7000円であったことと対比して、3400円という大幅な値上げは、受験料を払うことができないことから生じる受験機会の喪失が生じ、憲法14条1項が規定する平等原則に違反します。 もちろん2000年度の制度改正以降、ずっと7000円であったことは、特に2006年度から記述式が導入され、採点者への人件費などがかさむことを考えると、現実的ではないことは十分理解しています。 ただ昨今のコロナ禍での経済不安が残る現状のもとで、ここまで大幅な値上げが受験生に与える経済的な負担は計り知れません。 段階的な値上げをすべきと考えます。 そこで今回は、7000円から8500円前後の値上げ措置にとどめることを提案します。 ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
9	<p>行政書士試験の値上げですが、他の試験と比べて値上げ幅が大きいのはどうしてでしょうか？</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
10	<p>行政書士試験の受験生です。いきなりの値上げには、驚きました。一年間の勉強する資料の購入代金の捻出に苦労しています。</p> <p>値上げがなかなか進まない中、支出だけが、増加傾向です。食費節約するしか方法が有りません。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
11	<p>行政書士試験の料金をなぜ現行の7,000円から約1.5倍の10,400円に上げるのか理由がわかりません。</p> <p>おそらくコロナ対策費用だとは思いますが、現在同じ料金の宅地建物取引士資格試験の値上げ（7,000円から8,200円に増加）と比較しても大きすぎると考えます。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
12	<p>1. 社会情勢の変化、人件費単価上昇等の事情には一定の理解は示すものの、「行政書士試験の施行に係る手数料」の改定（7,000円→10,400円）は、永年の間当料金にて運営してきた事情はございますが、上げ幅が他の事務より著しく、その理由づけも不明瞭であることには反対意見を表明します。</p> <p>（その理由）</p> <p>①「宅地建物取引士資格試験の実施」との比較では、下記の通り、行政書士の上げ幅が受験者数の水準から考え、バランスを欠いています。この理由について明示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅建：7,000円→8,200円／受験者数20万人 ・行政書士：7,000円→10,400円／受験者数6万人 <p>②行政書士試験運営において、コストダウンに向けての「自助努力」の明示の上で、どれだけの財源をカバーが必要なのかという理由づけも必要と考えます。</p> <p>2. 業務品質面において、いわゆる「没問」（疑いも含む）がここ数年ほぼ毎年のように発生している現況（★）を踏まえると、業務品質改善なくしてこの改定案は承服できません。</p> <p>★没問（疑いも含む）の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年（問題28）、平成30年（問題56）、平成27年（問題16）で連続発生 ・令和2年（問題36）も疑いあるも訂正なし ・令和3年（問題37）は明らかな出題ミスと思われるが（予備校より質問状が発信）、12/11時点で未公表） <p>3. 毎年のように予備校から不備を指摘される現況は、運営側のチェック機能不備と総務省の監督責任を問われても仕方ないと考えます。クロスチェック、第三者チェック導入による前向きな取組遂行が確約できるのであれば、その分の負担（受験料増）は受け止めます。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず（令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円）、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>これまで、試験委員数の増員や試験問題のチェック体制の強化により試験問題の質の向上に努めてきたところですが、いただいた御意見も踏まえ、今後とも行政書士試験が適切に実施されるよう努めてまいります。</p>	無
13	<p>行政書士試験の手数料値上げは、他資格と比べると値上げ幅が大きく、受験者に平等にチャンスが与えられる機会を奪うこと、または職業選択の自由を制限することになりかねない為、反対します。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
14	行政書士試験の受験料を料金改定についてはしないでいただきたい	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
15	行政書士試験料の大幅な値上げに反対します。	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
16	<p>国家試験の受験機会は、広く国民に対して与えられるべきであり、ましてやコロナ禍において、失業等による再雇用のために受験を検討するなど、より受験しやすさが求められる状況にあるのではないかと思います。</p> <p>私も退職に伴い資格取得を目指し、昨年度は不合格でしたが、受験料の設定に抵抗がないことももちろん、今年度の再受験の決め手となりました。</p> <p>また、行政書士試験は一度の受験で合格できる容易な試験ではなく、複数回受験する方が多数と聞きます。</p> <p>有資格者を一定数確保すべきところ、経済的理由により国民の水準が維持されなくなる事態へ誘導するのではなく、この苦しい時代により多くの国民が受験機会を得ることができる方向への改正がなされることを願います。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
17	<p>見直し手数料のすべてに改正内容の理由が合致するようには思えませんでした。(すべて同一の理由という事に違和感を感じます。)</p> <p>また、</p> <p>1)事務の内容の変化 = 具体性がなく、どのような内容の変化があったのか不明確のように感じました。</p> <p>例えば、行政書士試験の手数料変更についてですが、7,000円⇒10,400円となっていました。事務の内容に変化があるのでしょうか？過去と同様の日程、試験内容、試験時間であると想定されますので、事務の内容変化にあたると思えませんでした。近年申込者増加しているようですが、10年前より減少状況です。</p> <p>2)事務及び人件費単価又は物価水準の変動 = 本邦における給与水準は上昇しておらず物価もどちらかというデフレ状況にあるように認識しており乖離しているとは思えません。</p> <p>特にコロナ禍が継続している状況において、各資格取得の機運が高まっている中での値上げが正しいようにも思えません。また各会（例、行政書士連合会）においても登録費用の大幅増額という負担もあります。国民の自己啓発を阻害する一要素となるものでもありますので、慎重な対応・ご判断をお願いしたいと思います。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
18	<p>今回の値上げに関して、行政書士試験の受験料があまりにも他と比べて値上げ幅が大きすぎると思います。ここまでの値上げがなぜ必要なのか不明です。明確に根拠を示す必要があると思います。受験の機会均等を失わせることになり、不合理な取り扱いになると思います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
19	行政書士の試験料の値上がりが大きすぎて、受験したくてもできない人がでるとされる。	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
20	行政書士試験の受験料などを値上げ改定することは、経済的理由で受験機会を奪いかねないこと、受験者の生活への負担増となることから、国家資格試験の受験料は値上げ対応するのは好ましくない。逆に値下げしつつ、試験問題研究・策定や採点や会場運営の方法を見直すことで、資格認定の質の担保しつつ効率的にすることを考えるべき。世の中はCBTとしてITを用いて資格認定試験を運営することがすすんでいる。こういった技術を使うことで、効率化し、国家試験認定への国民の意欲をかき立て、技術や知識、スキルを磨くことを推奨するような動きにすることで、国力を増強する方向に検討すべきであり、値上げ改定は断固反対する。	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>その他のご指摘の点については、今後の行政執務の参考とさせていただきます。</p>	無
21	行政書士試験の受験料の値上げ幅が大きすぎると思います。 1,000円程度の値上げなら納得感あります。	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
22	<p>試験料に関して、値上げ幅が大き過ぎます。 受験料が上がると受けたくも受けられない人も出てきます。 値上げはしょうがないにしろ1000円ぐらいにしてほしい。 3000円以上値上げするのであればその根拠を明確に示してもらいたい。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。 手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
23	<p>行政書士試験の手数料を7000円から10400円に値上げることに関して意見を述べたいと思います。 今回の見直しにより、どうして3400円も値上げする必要があるのか資料を読む限りわかりません。どういった事情を勘案して値上げに至ったのかを示してほしいです。行政書士試験は8土業の中でも敷居が低く、幅広い年齢層が受験すると思います。特に、昨今の社会情勢により、資格取得をして経済難を脱しようとする学生などの受験者も増えていると思います。そんな経済的に困窮する受験者にとって、受験料が一万円を超える今回の値上げは大きな打撃となり、受験を断念せざるを得ない人も現れるに違いないです。他の試験手数料も見直されている中でも、行政書士試験の3400円値上がりというのは比較的高額です。値上げをするにしてももう少し緩やかな価格設定はできなかったのでしょうか。今一度値上げ額の見直しを求めます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
24	<p>行政書士法（昭和26年法律第4号）関係の行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行手数料変更に関し、反対します。今回の変更は受験の機会均等を失わせることになる不合理な差別的取り扱いと考えます。なぜこまでの値上げがなのか明確に示す根拠は今回の資料ではわかりませんでした。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
25	<p>行政書士については1万円を超える受験料は高すぎと思います。せっかく増えた受験者数も高額な受験料のため受験をしない。という選択をする人も増え、結果として収益に繋がらない気がします。</p> <p>せいぜい1000から2000円までの増額に留めるべきです。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
26	<p>現在、コロナウイルスの影響により失業された方が多くいる状況でその中には対象の資格を取る事で就職に役立てようとしている方もいるかと存じます。</p> <p>私もまさに当事者であり、行政書士の受験を検討する者であります。</p> <p>今回の手数料の上昇幅につきましてはぜひ再検討いただきたく存じます。</p> <p>よろしく願い申し上げます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
27	<p>行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行により、受験料が10400円と大幅に上がることは、根拠が不明であり反対の意見を述べさせていただきます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
28	<p>行政書士試験についての意見ですが、他に比べ値上げ幅が大きいのが気になります。受験回数2回で従来のほぼ3回分になります。所得がこの比率で上がっている訳ではないことを考えるとこれからの受験者は今までに受験した人よりも1.5倍の負担を強いられることになります。値上げ額の根拠をより明確にさせていただきたく思います。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
29	<p>今回の政令案については、再考・精査するべきと考える。なぜならば、これらの項目は、これから関係の業務を携わるにあたって、必ず取得をしなければならない資格試験に関する項目であり、かつ、多くの項目が値上げ(一部は値下げもあるが)になっているが、値上げ幅がバラバラなうえに、なぜその金額にしなければならないという明確な根拠も不明である。またコロナ禍で生活が厳しくなっている国民に対して更なる追い打ちをかける事にもなりかねない為、明確な根拠を示したうえで、特に値上げを予定しているものに関して、国民の負担感を考慮のうえ再考・精査するべきである。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
30	<p>地方公共団体の手数料に関し、ほとんどが値上げとなっています。が、その中でも行政書士と宅建士試験の受験料が2021年度までは同じ7,000円に対し、行政書士10,400円、宅建士8,200円と大きな差になっている。コロナ禍で資格試験の受験生が増えている状況下で本来ならば値下げ、または据え置きを希望しますが、値上げをしなくてはいけない状況の場合、行政書士の受験料は宅建士と同額で抑えていただきたいです。よろしくお願い致します。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
31	<p>行政書士試験の受験料が大幅に上がった理由が明確ではないため値上げは反対。 非正規雇用にとって、一万円を捻出することは大変ななか、勉強範囲も広いので一発合格も中々難しい資格のため、複数回受験することが想定される。 宅建の受験料が上がったけれど、そちらは1200円ほど。 マークシートの採点で良い宅建と、記述式の採点がある両資格を比較するのは適当ではないかもしれないが、急激な値上げではなく、せめて宅建と同じぐらいの値上がり幅に留めてほしい。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
32	<p>行政書士試験手数料料金改定について人件費等の高騰につきある程度の改定は必要かもしれませんが23%もの値上げはどうかと思います。 経費の削れる所を削って10%程度の値上げに抑える事はできないでしょうか。 例えばインターネットでの申し込みでさらに合格通知をEメールで受信する場合通常料金よりも値引きするとか、創意工夫をしていただきなんとか大幅な値上げを回避する方向でお願いしたいです。 より多くの受験生が受験できるような環境づくりをお願いします。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 いただいた御意見も踏まえ、今後とも、受験者の利便性が向上するとともに、一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務が効率化されるよう努めてまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
33	<p>なぜ3400円も受験料が上がりますか？ 何に使われて何故そのような費用に上がりますか？ 公費国民から絞りちやいますか？ 明確な数表と過去以後で必要な数字表わしてください</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず（令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円）、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
34	<p>行政書士試験の改定後の金額が異常に高すぎます。 現在理由とされている内容だけでは説明不十分と感じます。</p> <p>金額としては、8500円ほどが妥当だと考えます。 そもそも試験受験者数が年々減少しているのに、金額だけ上がるのはどうも納得が行きません。</p> <p>やはりそれなりの理由が必要だと考えます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
35	<p>行政書士試験の値上げは反対します。 没問がたまにある、または没問を没問と認めない試験の値上げなど倫理に反します。反発がおきます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。</p> <p>これまで、試験委員数の増員や試験問題のチェック体制の強化により試験問題の質の向上に努めてきたところですが、いただいた御意見も踏まえ、今後とも行政書士試験が適切に実施されるよう努めてまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
36	<p>行政書士試験の受験料値上げについて、意見申し上げます。</p> <p>原油の上昇等により、物価が上昇傾向になっている世の中ですが、48.6%の値上げは到底受け入れることはできません。この30年間、日本の平均給与は上がっておりません。再考していただきたく宜しくお願いいたします。あえて希望を言うと1.1倍の7700円程度が妥当な金額だと思います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
37	<p>行政書士試験の受験料と宅建試験の受験料との値上がり幅が違う理由が不明であり、行政書士試験手数料は急激に上がり過ぎているように感じる。</p> <p>また、定期的な価格見直しではあるが、コロナ禍という非常事態で、生活が苦しい中でも資格取得に向けて受験勉強に励んでいる方が、価格の急激な値上げにより、資格試験を受けることを諦める方が出てはならないと考える。今この時期に急激な値上げには反対である。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
38	<p>行政書士受験生です。 行政書士試験がなぜ32%も値上げ検討しているか教えてください。 次いで値上幅が大きいのは20%。 この12%はかなり大きいし、今年受験者数60000人だと、値上げによって、手数料が+2億円になる。+2億が何に使われるのか説明がほしいです。 根拠なければ他資格の値上げ率に合わせてください。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず（令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円）、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
39	<p>行政書士の手数料が宅建士の手数料と比べて増額幅は大きすぎる理由がわからず納得できない。宅建士のレベルに合わせてほしい。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
40	<p>銃砲刀剣類所持等取締法に基づく許可証の書換え及び電気工事士法に基づく免状の書換えについて質問です。 両者はともに書換えに関する事務ですが、前者は減額されている一方で、後者は増額となっています。 改正方向が逆になっていますが、何か事情があるのでしょうか。 (銃砲刀剣類所持等取締法に基づく書換えが〇〇の理由により高額だった、又は電気工事士法に基づく免状の書換えが〇〇の理由により少額だった、という形で回答いただくと幸いです。)</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法に基づく許可証の書換えについては、積算に用いる人件費単価の減少等に伴い、減額改定を行うこととしています。電気工事士法に基づく免状の書換えについては、電気工事士免状のプラスチックカード化等を踏まえた事務作業時間の増加や機材費等の増加により、増額改定を行うこととしています。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
41	<p>行政書士試験受験予定者です。値上げに反対です。理由があるにしても一気に3,000円は上げすぎです。運営側の経営が大変なのと同じくらい受験生側だって大変です。また、今発表して次年度から施行というのも反対です。仮に今年度の試験前に知っていれば、今年の試験で受けよう、って気になりましたが、その機会すらないことが許せません。もし正当な理由があって値上げをするなら、段階的に（せめて千円）、発表は前の年度の試験申し込み前に、行うべきだと思います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、手数料の標準額については、その見直し内容を可能な限り速やかに反映するため、年度の始期を施行期日とすることとしておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
42	<p>他の手数料増加比率と比較して、行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行に伴う、受料の値上げ幅が大きすぎる（40%以上。物価高騰を理由とするなら10%から20%の増加が妥当です。10%から20%以内の増加を、希望します。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
43	<p>行政書士試験の値上げにつきましては、他資格に比して上げ幅が大きくなっておりませんが、値上げた費用を原資として、合格基準の明確化、合格発表迄の期間の短縮など試験制度の透明性が図られ、更に良質な試験制度となるべく改革が図られることに大いに期待いたします。特に記述式部分につきましては、最低限、個別問題の採点基準（配点含む）は公表されるようになることを切に望みます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、今後とも、受験者の利便性が向上するよう努めてまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
44	<p>行政書士試験料の改訂金額が約 5 割増になりるのは、上げ幅が大きすぎると思います。可否判定が現行より格段に短くなるなど受検者側にメリットが無いのであれば、段階的に上げて欲しいと思います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる 8 土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、今後とも、受験者の利便性が向上するよう努めてまいります。</p>	無
45	<p>行政書士試験の手数料について、値上げをすることについては仕方ないが、景気が悪い現状で大幅な値上げは反対です。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる 8 土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
46	<p>行政書士受験料の改定に反対します。 値上げ幅も大きく、受験生の負担が増大します。 行政書士試験は合格率も低くて、何度も受験する人が多いので、何度も受験するとそれだけで負担です。 ですから行政書士受験料の改定に反対します。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
47	<p>行政書士試験の金額が7000円から10400円と48%も値上げというのは上げすぎだと思います。他の資格でも値上げしていますが、ここまで値上げする資格は見当たりません。コロナで会場の確保のため費用がかかるのはわかりますが、いくら何でも値上げ過ぎではないでしょうか？他の資格と比較しても、8000円から9000円程度が妥当と思われる。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
48	<p>行政書士試験の料金値上げは、宅建試験と比べても値上げ幅が大きすぎるため反対です。これでは受験機会を失う受験生が多く出ると思います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
49	<p>行政書士の受験料の値上げ率が異様です。確かに東京は良い会場を手配戴きました。しかし、あの受験者数から入る金額を考えると値上げに納得がいきません。監督官庁より(例えば天下りが居たとしても付度せず)、この内訳について公開させるようご指示下さい。</p> <p>そしてその数字から何故値上げが必要なのか示して戴かないと理解は得られないと思います。確かに不合格で受け続ける方に非はある訳ですが。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず(令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円)、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
50	<p>各種、試験料の値上げの仕方があまりにも横暴だとおもう。</p> <p>まずは試験会場での試験官の要領の悪さ、段取りの悪さを反省し、必要人員が適正なのかを検討する必要があると思う。</p> <p>資格を取得したいと考える人たちの門戸を狭めるような行動としか思えない。この値上げの仕方は民間では考えられないことだと思う。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>その他のご指摘の点については、今後の行政執務の参考とさせていただきます。</p>	無
51	<p>他試験と比較しても行政書士試験だけ3400円も値上げするのは、受験の機会均等を失わせることになる不合理な差別的取り扱いです。</p> <p>これだけの値上げをする根拠がよくわかりません。再度検討をお願い致します。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
52	<p>行政書士試験の大幅値上げには、賛成です。公にされていない箇所で、行政書士試験に纏わる諸事務等にはかなりの経費もかかっていると思われるからです。</p> <p>また、なによりも安価な価格で受検者数が増えて儲けになるのは理解できますが一応国家資格の中でも難易度の高い方であるという認識を持って受験して頂き、ひいては開業した時にもその自覚を持って行政書士を名乗っていただきたいと思うので、むしろもっと高くしても良いのではないかと思います。</p> <p>記念受験のように、あわよくば合格して、あわよくばサラリーマン生活に疲れたからといって開業し、仕事もできず、行政書士の需要と供給のバランスが悪いように感じます。</p> <p>その、安易な考えで合格し開業されても国民に迷惑になるだけなので、自覚を持った人だけがなれるよう、そのスタートラインである行政書士試験の価格を上げることは大賛成です。</p> <p>また、他の国家資格についても同じ意見です。</p> <p>近年、あわよくば合格したら開業しようという人の受検者数が多いように思えます。</p> <p>この受験料惜しさに試験を諦めるぐらいなら、その程度の思いの人に国家資格保持者になってほしくないですし、また国家資格の重さのパロメータにもなり、値上げするのは大変良いことだと思います。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	<p>無</p>
53	<p>行政書士試験は他資格に比べ値上げ幅がなぜ異常に高いのでしょうか？</p> <p>その根拠が明示されておらず、不当な値上げと思われる。</p> <p>再考願います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>無</p>
54	<p>電子化によって業務内容や人件費は押さえられていると思うので、値下げなら分かるが、値上げの根拠がよく分からない。</p> <p>それに、コロナ禍で失業者が増えているし、働いていても給料が減らされているのに物価は上昇していく。</p> <p>この中で行政までもが値上げをするのはどうかと思う。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	<p>無</p>

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
55	<p>現時点でもかなり高額な受験料で受験者の負担となっているにも関わらず、さらなる値上げは資格にチャレンジしたいと思う人から受験の機会を奪うこととなります。</p> <p>優秀な人材が高額な受験料を理由に受験を諦めることになっては、それぞれの分野にとってもかなりの損失となるのではないのでしょうか。</p> <p>また、行政書士の受験料は現在同額の宅建の受験料と比べかなりの値上げとなっており、明確な根拠も分からず不当な値上げだと感じます。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	無
56	<p>値上げ、値下げに反対するわけではありません。</p> <p>今回の値上げについて、なぜその値上げ額になるのか情報公開がされていないことに強く疑問を感じます。</p> <p>例えば、土地区画整理士は受験料の値段の根拠として積算資料を情報公開しています（人件費、物件費などさらに細かく示しています） https://www.mlit.go.jp/common/001033794.pdf</p> <p>また、行政書士を含めたこれらの資格は独占業務になります。資格を持っていないと行えない業務である立場であることから、値上げの根拠を細かく示さずただ物価等の高騰のみで理由とするのは、道徳的に意見が通るものなののでしょうか。</p> <p>これがまかり通るようであれば、行政は信用を失い、税金も脱税しても仕方がない世の中をつくることにもなります。</p> <p>繰返し述べますが値上げに反対しているわけではありません。</p> <p>透明性が欠落しています。その値上げ額になった根拠を個別具体的に数字をあげて説明して下さい。土地区画整理士ほか、他の試験では透明性を確保している試験もあります。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p>	無
57	<p>宅建士・行政書士の受験料引き上げについては、コロナで間隔空けるなどの対策のために会場数を増やすなどの努力をされた結果、経費が増えたと推察します。特に宅建士は昨年度・今年度と10月・12月の2回実施を行った都道府県があるなど、会場確保や人員確保、印刷費用や輸送費等の増加もあったかと思えます。私も受けていましたが、その中で昨年度、今年度と7000円のまま皆様のご協力と努力で受験させて頂けたのはありがたかったです。</p> <p>しかし、値上げ幅が本当に妥当かという点は妥当には思えません。</p> <p>特に行政書士は値上げ幅が大きすぎると思えます（宅建士も大きいと思いますが）。また司法書士の試験実施の方法との比較においても、刑法や刑事訴訟法が科目に入り、口述試験が行われる司法書士試験と違い、5肢択一＋短文の記述で行われるもので、8000円と10400円とある意味逆転現象が起こることになり、バランスを著しく欠いてしまうと思えます。</p> <p>行政書士は受験者が減少傾向が見られていたところですので、受験料そのものをやめるとまではいいませんが、値上げ自体をするなどとは言いませんが、値上げ幅の縮小を求めたいと思います。（宅建士も同様）</p> <p>可能であれば当然据え置きをお願いしたいのが本音です。</p> <p>また値上げを行うのであれば、資格試験ごとにせめて今年度実施分だけでも受験料収入と経費等の支出を公表すべきではないかと思えます。そこについても求めます。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>宅地建物取引士資格試験及び行政書士試験に係る今年度の収支については未確定ですが、確定後に公表予定です。昨年度の収支については以下のHPをご参照ください。</p> <p>○宅地建物取引士資格試験 https://www.retio.or.jp/outline/pdf/duties_and_financial_13_0.pdf</p> <p>○行政書士試験 https://gyosei-shiken.or.jp/pdf/org/syoumi.pdf</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
58	<p>今回の政令案に対して反対です。</p> <p>事務及び人件費単価又は物価水準の変動に伴いという点に関しては、仕方のない部分もありますが、値上げの明確な根拠となる数値が示されておらず、賛同できません。</p> <p>また平成12年からの日本国民の平均年収の推移を考慮すると、値上げはするべきではありません。値下げの項目に関しては賛同致します。</p> <p>特に行政書士試験に関しては48.5%の値上げは異常な数値に見えます。</p> <p>よろしく願い致します。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	無
59	<p>宅地建物取引士資格試験の受験料に関しては、昨今の事務、人件費単価または物価水準の変動に伴う乖離部分の改定という趣旨について理解できる部分があります。</p> <p>一方で、宅地建物取引士資格試験においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現状合格者のみに合格証の交付がなされている 2) 不合格者はそれを知る術が受験番号の照会に留まる 3) 他資格（たとえば行政書士試験や司法試験）のように不合格者を含めた全受験生が自己の採点結果を通知されることがなく、とりわけ不合格者の分野別得点状況等がわかりにくい <p>ため、翌年度のチャレンジにあたって方向性がつかみにくいといった事象が長年放置されています。</p> <p>この際受験料の値上げをするのであれば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 不合格者を含めた全受験生への成績開示 2) 圧着はがきなどによる通知 <p>を検討していただくよう切に願うものであります。ご検討のほどよろしくお願い致します。</p>	<p>宅地建物取引士試験については、すでに、受験者から希望があった場合、合格者・不合格者とも、個別に試験結果の情報開示を実施しております。</p> <p>ご提案につきましては、さらなるコスト増となることから、慎重な検討が必要と考えますが、今後の試験実施の参考とさせていただきます。</p>	無
60	<p>物価がそれほど上昇していない中で、今回50%近くの値上げは理解しがたいものがある。受験者に納得できる説明を望む。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
61	<p>行政書士試験の受験料改正について 当該値上げにつき、反対を表明する。 当該値上げの前に見直すべき複数点あると考慮する。 試験面…1.試験問題について記述式を廃止し、採点の効率化を図る。 2.試験官を民間に委託し、効率化を図る。 3.はがきによる受験票および合否通知を電子的なものに替える。 受験面…1.受験生の参加機会を奪う事になりかねない。資格の趣旨に合致しない。 2.仮に値上げするにしても幅が大きすぎ、段階をつけて慎重に上げるべき。 資格自体の地位向上・箔をつけるためであれば、変えるべきはここではなく、実態を変えるべきと考慮する。 以上の点より、行政書士試験の値上げには反対とする。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、受験者の利便性の向上や一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力的確かな判定等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
62	<p>妥当な値上げと料料します。今までの受験料が低額だったこともあり、今回の値上げは必要不可欠と思われず。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	無
63	<p>何でもかんでも、値上げという風潮は反対です。このところ、必要性のない便乗値上げまで。特に、検定料については値上げによって一部の受験生の受験機会が奪われる懸念があるからです。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
64	<p>行政書士を志すものとして、値上げは非常にきついです。 また、試験問題に足切りの一般知識がある点、現役行政書士が試験問題に携わっている点(癒着のようにしか見えないです)、「行政書士の業務範囲」、など他のところにもっと注力してから値上げという話をしてください。 これなら司法書士頑張ろう、宅建だけでいいやとなりませんか？</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。 いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、受験者の利便性の向上や一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力的確かな判定等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
65	<p>私は行政書士試験の受験料の値上げに反対しております。理由としては、政令案では事務及び人件費 単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定を行うとあるが、事務及び人件費は既存の行政書士会のメンバーに対してかかる費用のため、書士会の年会費や登録料などから支出するべきであり、まだ行政書士となっていない人に負担させるべき費用ではないと私は考えたからである。また、受験料の値上げにより、若年層が挑戦するハードルを上げることになり、業界としての高齢化がますます進むだけであると考えからである。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>なお、行政書士試験は、受験者のために実施するものであることから、試験の実施に係る費用については受験者に御負担いただいているところであり、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
66	<p>試験会場のコロナ対策などで値上げは致し方ないと思いますが、行政書士試験の3,400円値上げは他の資格試験と比べても大幅な値上げであり、「地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われている」との理由だけでは納得出来ません。</p> <p>現行金額の7,000円と比べると半額近い値上げとなっており、受験の機会が失われる方、受験料によって受験を諦める方も出るかと思えます。</p> <p>私自身、今年度の試験を受験し、来年度の試験も受験しようと考えておりますが、この値上げ幅には驚きましたし、受験料の支払いを躊躇します。</p> <p>このような急激な値上がりには反対致します。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
67	<p>行政書士試験の受験費用の値上げに反対です。</p> <p>コロナ対策や換気等の整備が理由に値上げするというのは、コロナが落ち着いたら値下げなら理解はできます。現状維持を願います。</p> <p>世の中には給与が上がるどころが、下がることもあるし、受験する権利はこの値上げで剥奪される人もいます。</p> <p>政治家の文通費等をきちんと管理すれば、今回値上げをする費用こそ捻出できそうです。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>なお、手数料額については、今後とも、試験実施経費や手数料収入額の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
68	<p>反対します。</p> <p>行政書士の受験費用を値上げると同時に合格率上げていただきたいです。</p> <p>他にもたくさんの方の反対の声もぜひ耳を傾けていただきたいです。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力の的確な判定等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
69	<p>3000円以上の大幅な値上げをするのに、その根拠が示されていない。</p> <p>3000円以上の値上げの数値的な根拠を示すことを求めます。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず（令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円）、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
70	<p>行政書士試験を受験予定ですが、他の資格の受験料の値上げが1000円から2000円あたりであるようですが、行政書士試験は一気に3400円の値上げになる根拠は何ですか？</p> <p>コロナ対策で受験会場の細分化や試験官の増員等の事情があるかもしれませんが、行政書士試験よりもはるかに受験者数が多い宅建士試験の受験料値上げが1200円で留まっています。</p> <p>余程、宅建士試験の方が場所や試験官の確保が大変なはずですが。</p> <p>そもそも、行政書士試験は派遣する試験官の人数が他の資格試験に比べて多いと思いますよ。</p> <p>そのあたりの見直しの方が先ではないのですか？</p> <p>何でも受験生に押し付けるのはおかしくないですか？</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化や行政書士の業務に関し必要な知識及び能力の的確な判定等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
71	<p>現行金額から見直し後金額が減額になっているものがありますがその理由はなんですか。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
72	前回の改正が2018年4月1日施行であったと思います。3年周期で見直しが行われていた様に思いますが前回の改正から4年後の改正となった理由はなんですか。	手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき原則として3年ごとに見直しを行っており、本来の見直し時期は昨年度でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行により延期していたため、今年度見直しを行っています。	無
73	手数料の標準額の見直しをしているとのことですがどの様な内容で見直しされたのですか。	各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。	無
74	標準額の算定根拠となる人件費単価や物価水準は事務の内容によって違いがあるのですか。	手数料の標準額の算定根拠となる人件費単価や物価水準は、原則として、普通交付税における職員単価や消費者物価指数を用いることとしていますが、より各事務の実態に適した指標がある場合は、当該指標を用いることとしています。	無
75	手数料の標準額を見直せば多かれ少なかれ現行金額との差額が生じるものと思われませんが改正するものと改正しないものの判断基準はなんですか。	今般の見直しでは、関係省庁を通じて所管事務の手数料の標準額の見直し等を行い、現行の標準額との乖離が大きい等の理由により改定を行う必要がある事務に係る手数料の標準額を改正することとしています。	無
76	反対	手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	無
77	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査について、1万戸以上の手数料が減額となっていますが、1万戸未満（1千戸未満と1千戸以上1万戸未満）の手数料が減額されていないのは、なぜですか。	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合のみ、人件費単価及び物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が一定割合以上となったため、これを見直すこととしています。	無
78	現在コロナ禍で支出の少ないダウンサイジングした政策の作り上げていくことが求められます。	手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	無
79	お示しの各事務名にある「見直し後金額」が「現行金額」の4割を超えて値上げされている案が多くありますが、これらの案の見直しをご検討頂たく存じます。 昨今の物価変動や収入の増減（もっぱら減じているでしょう）の割合からしても、4割を超える値上げは世間の一般的感覚から乖離している物と思います。 特に、資格試験の受験料の値上げは受験を希望する者にとつての負担は大きいと思います。受験の機会の平等性を確保する上でも現行金額の維持の努力、または値上げの割合を最小限に抑えるよう再検討される事を願います。 ご考慮いただければ幸いです。	今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
80	<p>手数料等の金額が上昇することは事務処理の関係上、仕方ないことだと考えます。 ただ、行政書士試験の金額の上昇率がやや大きすぎると考えます。 7000円から10400円ですと、3000円以上上昇しており、他の手数料よりも上げ過ぎているように感じます。</p> <p>これですと金銭的に余裕がない者の受験が困難になってしまう可能性があるかと危惧します。 試験は裕福な者だけでなく、貧困層でも挑戦可能なものであるべきです。 財力でふるい落とすのではなく、試験結果で選別すべきと考えます。</p> <p>ご一考をお願いします。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
81	<p>全体的に高くなるが、他に見直すところがあるのではないのでしょうか。 高くすることにより、受験する人が減りなり手が少なくなることが懸念されるのではないのでしょうか。 また、受験する人が減れば手数料収入自体減少してしまうのではないのでしょうか。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、試験の実施に関係する事務に係る手数料の標準額については、令和4年度以降の受験者数を想定した上で、適切な金額となるように積算しております。</p>	無
82	<p>行政書士試験の手数料について、他の資格試験の手数料の値上げ幅と比較しても、飛び抜けて高いように感じます。 実際に、ここ数年、この試験を受験して、現場の試験官の方々のご苦勞も肌で感じてはいますが、この値上げ幅になる場合、その理由や必要性を、もう少し具体的に提示して頂きたいと思えます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
83	<p>行政書士試験の受験料が高すぎる。 値上げが必要だとしても、大幅に上がりすぎている。 受験の機会を失わせる不合理な差別的取り扱いだと思う。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
84	<p>行政書士試験の受験料に関して、他の試験と比較して、受験料の上げ幅が多すぎると感じます。人件費等で受験料が上がる事は仕方がないとしても、3,400円も値上げする根拠を示して頂きたい。また、経費等の削減できる方法も考えていただきたい。そんなに値上げすると受験者も減少する懸念があるかと思えます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
85	<p>政令案中、行政書士試験にかかわる手数料(受験料)については、7000円から10400円へと値上げになっており、額にして3400円、割合にして5割近い値上げになっており、他の手数料の改定に比して著しい値上げとなっているので、値上げ幅の再考を求めます。値上げ幅を再考できない場合でも、改定初年度の手数料については、激変緩和措置として引き上げ幅を半分程度に留めることを求めます。 政令案のその余の部分については賛同する。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
86	<p>行政書士試験の試験料の値上げに対して意見申し上げます。 3400円も上げるというのに理由が明確ではありません。 宅建士も値上げのアナウンスをされてますが、上げ幅の違いは何でしょうか？ 受験者数を減らしたいのでしょうか？ 行政書士試験は年齢、国籍関係なく挑戦できる試験です。 値上げの影響で受験を諦めないといけない人が出るようであれば平等ではなくなりますよね。 老若男女、平等に受験できる試験であり続けて欲しいです。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
87	<p>1. 「行政書士試験の施行に係る手数料」の改定（7,000円→10,400円）は上げ幅が他の事務より著しく、理由づけが不明瞭ゆえ、行政機関側での説明責任が必要と考えます。 2. 上記を踏まえ、当方にて行政書士試験研究センターの財務諸表等をHPから確認した上での意見を申し上げます。 （1）値上げがやむを得ない事情 ・令和2年度の経常損益が、前年の▲3647万円から▲2億4043万円に悪化。試験実施費の+2億1859万円の増加が影響。 ・令和2年度の正味財産期末残高は8億7812万円。仮に令和2年度のペースで持ち出しになると、あと4年弱の残高しかない。 （2）再考を要する事項 ・令和3年度収支予算書によれば、試験実施費予算が令和2年度実績との比較で▲893万円の減少にとどまっている。コストダウンの努力がこれだけではわからない。 ・令和2年度の経常損益（▲2億4043万円）を令和3年度受験申込者数（61869人）で割ると1人当たり▲3886円。今回の値上げ幅が3400円であるため、受益者負担だけでなく、国・地方公共団体にも応分の負担や助成金支援が必要と考える。 3. 以上より、試験実施費の国・地方公共団体の応分負担、助成金支援も検討の上、令和4年度は半額の増（1700円）として宅建とのバランスを取り、次年度以降はセンター側の自助努力を総務省にてPDCAで評価する制度導入により決定願いたい。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず（令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円）、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 なお、行政書士試験は、受験者のために実施するものであることから、試験の実施に係る費用については受験者に御負担いただいているところですが、いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
88	<p>行政書士試験手数料改定について、現在7,000円を10,400円へ改定する件について、事務処理等の手間暇、人件費の高騰は理解できますが、いきなり3,400円の値上げ価格はいささか高すぎると思います。</p> <p>出願願書も郵送が指定の場所ではしか入手できず、最寄の本屋及び市役所、区役所でも配布可能で入手可能であれば、受験者へも便宜を図っていると思われるのですが、今少し改定幅を抑えて頂きたい。せめて、9,000円位迄で有ればと思います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、受験者の利便性の向上等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
89	<p>コロナ禍において、売上減少による企業収支の悪化に苦しんでいる中での手数料の値上げは断固反対させていただきます。</p> <p>1部下がっているものもありますが頻度が少ないと思います。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
90	<p>受験料値上げに賛成します。コロナ禍により、受験会場の変更が発生しており、人件費や会場費用の増加が見込まれるからです。ただ、コロナ禍が正常化した場合は、現行の受験料へ戻すべきと考えます。受験料は、経済的公平性の観点からも平常時は値上げをすべきではないと思います。</p>	<p>手数料の標準額については、定期的に見直しを行っております。ご指摘の点については、今後の見直しの際に向けた参考とさせていただきます。</p>	無
91	<p>行政書士試験の値上げは高すぎる</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
92	<p>これまで2000年度から7000円に固定されてきた受験料が一気に3400円上げ、もちろん2006年度以降、現在の記述式が導入されたことで、採点に関する経費が増えたこともあるのかもしれませんが、昨今のコロナ対策で経費が増加したというのもあるのでしょうか・・・</p> <p>大幅な値上げ、今年度まで7000円で受けることができたにもかかわらず、来年度以降は10400円になるというのは、受験の機会均等を失わせることになる不合理な差別的取り扱いと考えます。宅建士試験の受験料がやはり7000円から8200円に値上げされているのですが、それと比べても値上げ幅が大きすぎます。</p> <p>なぜここまでの値上げなのかを明確に示す根拠は、今回の資料からはわかりませんでした。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
93	<p>受験料値上げの件</p> <p>行政内部のことは、わからないが、受験生として、率直に値上げの幅が大きすぎます。あげるなら、明確な根拠が必要ですし、宅建と比較をしても、確かに記述採点の経費などもあるかしりませんが、この値上げ幅は、不当と感じます。</p> <p>受験の機会を奪わないでください。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	無
94	<p>人件費の増加と新型コロナウイルス感染症流行防止対策に必要なことから、各種手数料の値上げについてはやむをえないと考える。</p> <p>しかし、電子情報処理組織（オンライン）による手続きを行う場合には事務の省力化が図られることから、オンライン手続きの推進の観点から、従来の手続き（書面手続）をする場合の手数料よりも料金を割り引くのが良いと考える。</p> <p>具体的には、行政書士試験及び宅地建物取引士の資格試験に係る手数料である。</p> <p>オンライン手続きの推進は現政権の目標とも合致するので、検討いただきたい。</p>	<p>行政書士試験及び宅地建物取引士資格試験の受験については、既にオンライン申請が可能となっております。</p> <p>ご指摘の点については、今後の行政執務の参考とさせていただきます。</p>	無
95	<p>宅建士の値上げと比べても値上げ率が高いと感じます。</p> <p>値上げが致し方ないとしても、値上げ率を下げるべきであると思います。</p> <p>よろしくお願い致します。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
96	<p>【行政書士試験料に関して】</p> <p>ぎりぎり妥当な金額かと思いますが、料金を改定する以上は、いい試験会場の確保と、まともな試験監督員の確保に努めてほしいです。補助する監督員がひどいことや、人を詰め込みすぎている試験会場がある。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、受験者の利便性の向上や一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力の的確な判定等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
97	<p>電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）関係について</p> <p>○具体的に、書換えのどの作業が「事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務」にあたるのか新旧で示すべきではないのか。（どのような計算をしているかわからないが、例えば、統計調査による、各都道府県の1時間当たりの賃金の平均が900円から1000円、割合111%増になったため、人件費を増額するなど。）</p> <p>○また、上記の例のような積算をしている場合、新規交付や再交付の手数料変更も必要ではないのか。</p> <p>○このような具体例がないと国民は納得できないのではないのでしょうか。（平成30年1月26日に行った同様のパブコメには物件費・人件費の新旧の表示があったので、最低限これくらいは必要ではないでしょうか）</p> <p>○令和4年度からプラスチックカードになるとも伺っているが、プラスチックカードになることに伴い、手数料の変更はないのか。</p>	<p>電気工事士免状の書換えに係る手数料の積算根拠は以下のとおりです。今回の見直しは、電気工事士免状のプラスチックカード化等を踏まえた事務作業時間の増加や機材費等の増加により増額するものです。</p> <p>（新）見直し後金額（端数処理後）：2,700円 内訳 人件費：2,015円、物件費：692円</p> <p>（旧）現行金額（端数処理後）：2,100円 内訳 人件費：1,476円、物件費：583円</p> <p>また、電気工事士免状の交付や再交付に係る手数料については、現行と大きな乖離が確認されなかったため、改正の必要性はないと考えております。</p>	無
98	<p>ここに挙げられている手数料は、いつ以来の変更でしょうか？</p> <p>デフレが20年以上続いている日本において、物価水準や人件費単価の変動に基づきというのは、理解しづらいです。</p>	<p>各手数料の直近の改正時期は以下のとおりです。</p> <p>○平成12年4月1日（施行時から改正なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政書士法関係事務 ・宅地建物取引業法関係事務 ・銃砲刀剣類所持等取締法関係事務 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事務のうち試験関係以外の事務 <p>○令和元年10月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法関係事務 ・電気工事士法関係事務 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事務のうち試験関係事務 	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
99	<p>本件政令案のうち、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）の、「行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行」に関する反対意見を提出する。</p> <p>行政書士試験受験料は現行金額が7,000円のところ、見直し後金額が10,400円と予定されている。現行金額と比較して1.5倍近い急な料金の値上げは、受験生の負担を増大させるものだ。</p> <p>特に、近年行政書士試験は申込者・受験者数も増加しているため、ある程度の受験料収入が期待できるものと考えられる。試験実施に係るコストと比較しても、受験料を1.5倍値上げするほどの事情があるとは考えられない。もし、実際に値上げに踏み切るならば、受験料の使い道について、より具体的な説明が必要だ。</p> <p>また、行政書士試験は20代以下の受験者が2割を超え、法律資格の登竜門であることから、大学生の受験者が一定数いる。私もその一人だ。学生にとって受験料の負担は大きく、大幅な値上げがあれば、日々の勉強の成果を資格取得に結び付けることが経済的に困難になってしまう。複数回受験する人にとっては、その負担は相当なものになる。</p> <p>より多くの方が資格取得の機会を得、選択肢を広げられるようにするためには、今回の値上げはするべきではない。また、今後段階的に値上げを実施していくのがやむを得ないとしても、より明瞭な受験財政に関する説明が必要だ。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる 8 土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
100	<p>他の資格と比較して、受験料が高くなり、上昇幅も大きいため、現状維持が適切。受験者数も増加しているため。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
101	<p>手数料上げるのはコロナ対策にかかる費用が主な理由とのことですが、それ以外の費用を削るなどできなかったのでしょうか？また、コロナ禍になってから資格試験を受ける方が増えたことも考えられ、それに伴う受験料の増加でコロナ対策の費用を賄えなかったのでしょうか。再検討いただければ幸いです。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
102	<p>各種試験料の値上がりはやむを得ないと思います。ただ、大幅な値上げに対しては反対です。現状と値上げ予定金額の差額が大きい程内訳を詳しく示していただかないと判断もしづらと思います。個人的な意見になってしまいますが、1000円程度は仕方ないとは思いますが3000円を超えたとすると理解し難いです。受験自体を躊躇してしまう金額だと思います。それにコロナ対策が理由ならコロナが終息したら元の金額に戻るのでしょうか。コロナ対策を契機に受験料を値上げしそのまま据え置きでとなりそうな印象を受けています。その辺りも示していただきたいと思います。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>なお、手数料額については、今後とも、試験実施経費や手数料収入額の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p>	無
103	<p>手数料の値上げ自体には一定度の理解を示すものの、突然の約5割増というのは妥当性を欠いており、あまりにも値上げ幅が大きすぎると思う。せいぜい1割ないし2割ぐらいに留め、数年毎に段階的に引き上げていくべきではないか。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
104	<p>標準額を見直す理由・増額の根拠を示してほしい。このタイミングで見直す理由を示してほしい。定期的とはどの程度の期間か示してほしい。宅建受験料が7000円から8200円と1.17倍の増額であるのに対し、行政書士試験の受験料が7000円から10,400円と1.48倍という見直し案はバランスを欠いている。なぜ行政書士試験費用は、この大幅増額なのか理由をお示し頂きたい。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき原則として3年ごとに見直しを行っており、本来の見直し時期は昨年度でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行により延期していたため、今年度見直しを行っています。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
105	<p>鉄砲刀剣類所持等取締法関係、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係の一部の見直し後金額が現行金額より下落しているのはなぜですか？ 他の法律関係では概ね見直し後金額が上昇しているのにもかかわらず。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p>	<p>無</p>
106	<p>昨年度より行政書士を目指している者です。 現状、手数料標準額の変更には反対です。理由は変更の理由が不明確なためです。不明確とした理由を以下に記します。</p> <p>理由：手数料を一律値上げとした詳細な根拠の不足</p> <p>「事務及び人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている」だけでは納得できる理由ではないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乖離している金額は実際にどれほどなのか ・現行の受験手数料の50%近く上乘せとした理由は <p>この二点だけでも示して頂きたいです。</p> <p>コロナウイルス対策を初めとした受験環境の整備には感謝しており、納得できる理由があれば金額の上乗せは必要だろうとも思います。 どうか検討のほどお願い申し上げます。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず（令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円）、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>無</p>

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
107	<p>反対としているのは、行政書士試験の手数料の値上げについてです。上げ幅が一般市民の感覚から、非常にかけ離れていると思います。初めて知ったときは目玉が飛び出るかと思うほど、行政の行う行為であるのかとびっくりしました。</p> <p>時給の所得で、やっとの思いで手数料、受験に伴う必要経費（問題集、交通費等）を貯めている者に、資格取得の機会を奪うようなことは、しないでください。また資格所得を得ることで、再就職がしづらい中なんとか就活の一助となればと、努力している者の機会を奪わないでください。</p> <p>決して合格率が高くない試験なのに、再チャレンジできる人は、実質、所得に余裕のある人しかできなくなるようなこのような命令、不平等な扱いとしか思えません。権力の濫用、横暴な行為にしか見えません。</p> <p>この試験において、資格条件の制限はほとんどないではないですか。</p> <p>コロナ禍等が負担増の一因とのことをネットでありましたが、それこそ受験生の責任でないですし、国や自治体が支援の予算などでできるように考えるべき事柄ではないでしょうか。</p> <p>現状の手数料ですら、必死な思いで払い、受験に挑んでいる者がいるのです。それをこのような上げ幅であげられたら、とても低所得者は、平等の機会を得ることができません。どうか、目指していた機会を奪うようなことはしないでください。どうか、見直しまたは取り止めのご協議をよろしくお願い致します。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>なお、行政書士試験は、受験者のために実施するものであることから、試験の実施に係る費用については受験者に御負担いただいているところであり、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
108	<p>この政令案は、概要を見ると、各種資格試験の受験料や各種手続の手数料を改定するものと思われず。</p> <p>そこで計算してみたら、平均で約13%も値上げしていて、特に、行政書士試験の受験料は約49%も値上げしています。</p> <p>概要によると、「事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている」ことが値上げの理由としていますが、資格試験の事務などに「事務内容の変化」があると思えませんが、「人件費単価」と「物価水準」についても政府統計等を見ると大きな上昇は見られません。</p> <p>ですので、具体的な値上げの算定根拠が分からない以上、受験料や手数料を値上げする部分について反対します。なお、値下げする分には助かるので値下げ幅が小さいのが残念ですが値下げの部分については賛成します。</p> <p>なお、受験料や手数料を値上げするとしても、行政書士試験の約49%の値上げのように、急激に値上げするのではなく、段々と値上げするのが普通だと思います。今まで受験料を見直さなかったツケを国民に負担させないでください。総務省自治財政局は、反省してください。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
109	<p>改正政令案中の「行政書士法第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行」に関して、受験料の値上げの旨が記載されているが、その増額規模に比して改正内容の説明が希薄に過ぎると思う。よって下記条々の意見を提出する。</p> <p>各士業が高齢化や後継者不足で喘ぐ中であって、行政書士がその問題の渦中よりややも遅れ得ている大きな理由のひとつとして、20代、30代、40代の受験者数と合格者数が全体の7割ほどを占めている事実がある。</p> <p>受験料のこれほど大幅な値上げは、昨今の景況感を鑑みても否が応でもこの事実と現状に今後(特にマイナスの意味で)影響を大きく与えるものであり、厳に、かつ慎重に協議し、努めてその説明責任(特に理由に関して)を果たすべきである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務人件費単価物価水準の変動に伴い標準額との乖離が大きくなっている事務とは具体的に何の事務なのかを周知すべきである。 ・値上げ分はどの事務にどの程度補填されるのかを周知すべきである。 ・値上げは期間限定の暫定処置なのか否かを周知すべきである。 	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず(令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円)、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8士業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>なお、手数料額については、今後とも、試験実施経費や手数料収入額の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p>	無
110	<p>憲法13条前段に保障する「個人の尊重」が保証されない可能性が高いと考えられる。能力と環境が類似する個人が、経済的な理由により資格試験を受験する機会が失われるのは、個人として尊重されていないのではないかと考える。特に法律資格を運営主体には、憲法を尊重する努力義務があると解釈すべきではないだろうか。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
111	<p>行政書士の受験料が高すぎます。</p> <p>料金の値上げは受験に苦学する者がいる中、きつと思いました。</p> <p>どうか前年度のままですばらく、受験料金を固定してほしいです。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8士業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
112	<p>行政書士試験の施行に関する手数料の改定について意見を申し上げます。</p> <p>コロナ禍による社会情勢の変化に伴う人件費の上昇、感染予防対策を講じた上で試験を実施するに伴う会場確保にかかる費用等を考えると現行の手数料を維持するのは難しくなっているのは理解できますが、宅建士試験の手数料上昇率は17%に対し、行政書士試験の手数料上昇率は49%というのは余りに急激なものであり受験生に過度な負担を強いるものと言わざるを得ません。両者の差がこれほど大きく異なる明確な根拠をお示し頂きたい。ただでさえコロナ禍で所得が今までのような水準を得られにくくなっている昨今、このような負担増が行われれば経済的な理由で受験そのものを断念せざるを得ない方も出てくると思われれます。受験生側に負担を求めただけでなく試験運営側も手数料の上昇率が少しでも低くなるよう方法を検討頂き、手数料改定についてご再考願います。何卒宜しくお願い致します。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
113	<p>各種試験の試験手数料見直しに関して、ほぼ値上げしていますが、ことさらに行政書士試験の値上げ幅が大きいのはなぜでしょうか。試験者数の増加やコロナ禍の影響だとしても、具体的かつ合理的な説明がなければ反対です。例えば宅地建物取引士試験などは1200円の値上がりですが、行政書士試験は3400も値上がりしています。この差はどのような理由でしょうか。問題数や内容が違えどこれだけの差があるのでしょうか。この改正には反対です。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
114	<p>行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行に関して、現行の金額に対しての値上げ幅が大きすぎると思います。</p> <p>もし必要な値上げであるとしても、数年かけた段階的な値上げなどに留めることはできないのでしょうか。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
115	<p>宅建士の受験生が増加しているのにも関わらず、事務手数料が増額されるのは、違和感がある。増額されるのであれば、コストカットの運営努力と必要となる増額の明確な根拠が必要と思われる。</p>	<p>宅地建物取引士資格試験については、一人当たりの会場費が増加している等の事情を踏まえ、今般、手数料の標準額を引き上げることとしております。</p>	無
116	<p>事務および人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料と事務に係る手数料の改定を定期的に見直ししなければならないことは納得できます。</p> <p>1つだけ例外（値下げ）がありますが、他全て値上げになっておりますが、手続き方法や実施方法、事務作業等を検討することによって、現状維持で対応できるものが他にもあるのではないのでしょうか。</p> <p>手数料の改定と同時に事務内容の効率化や無駄な作業の見直しを実施し、コストダウンできるものを検討した上で、手数料の改定と併せて明記いただければと思います。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、今回の改正においては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する事務のうち、意見募集においてお示したものの以外の事務については、手数料の標準額の改正を行わないこととしております。</p>	無
117	<p>改定の内容が事務及び人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額を見直すとなっておりますが、乖離の度合いがどの程度なのか、一律値上げかと思うと、下がるところもある。もう少し手数料見直しの詳細が分かればとは思いますが、改正については反対の意見であります。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
118	<p>政府の愚策によるコロナ対策のとぼちり、試験会場の貸し出し料金ですか。その挙句の果てが各種国家資格試験の値上げでしょう？ ただの風邪に過ぎないのにまだ解りませんか。国民を舐めんな。来年から通常通りの試験運営をすればいいだけの事。値上げを強行するなら与党に対して参院選にて必ず報復します。</p>	<p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
119	<p>『○行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）関係 行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行』について</p> <p>試験運営全般に関する収支について不明ではあるが、昨今のCOVID-19の影響によって、会場費や人件費、また感染防止対策の諸費用等の支出増加を考えると受験料の値上げは致し方ないと思う。ただし、値上げ幅がプラス3,000円と予定されていることから、収支のバランスを考慮の上、試験会場の数を増やすなどより充実した試験運営をしていただきたい。</p> <p>また、個人的には現行の倍(14,000円)位の受験料に設定をして、オンライン試験(CBT/IBT)の実施を目指して頂きたい。すでに米国の司法試験や国内においても一部の国家試験ではCBTによるオンライン試験は実施されている。システム利用と作問のコストはかかるものの、会場費、人件費、問題印刷等のコストは大幅に削減でき、受験機会の増加・分散や遠方の受験生も増やせるなどメリットは大きい。</p> <p>土業の国家試験では実績がないので、ぜひ、行政書士試験がその道を切り開いてほしい。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、受験者の利便性の向上や一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
120	<p>行政書士試験施行手数料について意見を申し上げたい。</p> <p>見直し後の金額は現行金額の約5割増である。これは他の資格試験手数料と比べても突出している。また手数料見直し（以下値上げという）に至った理由が明確に示されていない。なおかつ一度に5割増に至ったことは非常に不自然である。</p> <p>従って、値上げに至った経緯と根拠理由を、明確に数字で示す必要があるものとする。また、値上げ案を検討する前に、かかる経費の見直しを行ったかどうかを明確に所掌機関が訴える必要がある。以下に自己が考える検討すべき事項を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コロナ対策に経費がかかるという理由は、他の資格試験でも同様である。宅地建物取引士試験は約 17%の値上げである。 2. 試験現場での業務一切を、結果的に各行政書士会に委託していることを見直すべき段階にきているのではないか。例えば、法務省はそのようなことは行っていない。以前の様に都道府県が実施すると更に経費が増大するののかも検討に加えてそれを示すべきだったのではないか。 3. そもそもいまだ5割値上げするようなものは、一般常識として知りえない。このような意見を求めるのであれば、詳細な根拠資料を数字でもってわかりやすく示すべきである。 4. これまで値上げの機会を逸してきたとの理由であれば、それは納得できない。かかる経費はその都度受益者が負担するのが自然である。 <p>以上</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず（令和2年度決算における経常増減額は▲2.4億円）、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
121	<p>事務及び人件費単価又は物価水準の変動による調整については理解できるが、給与水準が上がらないにも関わらず、今回提示された資格の大半で受験料が大きく上がるのは納得できない。特に行政書士資格は値上がり幅が大きいため、新たな事業を行うための第一歩すら踏み出せなくなる人も増えるだろう。この10数年の景気回復もほぼ見られず、政治家の汚職は捌かれず、生活に対しても自助努力で我慢させてきた国民に対し、なんとかして安定した収入を得ようとするための手段すら遠ざける施策ではないか。</p> <p>また値上げが不可欠とするならば、単に「事務及び人件費単価」という記載ではなく、どのような業務に対して補填するためなのか、納得できる内容を具体的に提示すべきである。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
122	<p>一般国民である資格受験者にも受験料の値上げ金額が妥当かどうか判断できる具体的資料を開示してほしいです。</p> <p>料金見直しについては異論ありませんが、一度にする金額が高すぎます。 (行政書士資格試験：¥10,400は高額!!!!)</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
123	<p>案件番号145209838地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令について、改正内容の趣旨からして概ね妥当だと考えます。但し、改正の内容における別表において、個別の事務名によっては現行金額から見直し後金額が一部値下げの案件があるなかで、他と対比して若干高額な値上げ幅である案件が見受けられる為、この案件にかかる具体的な根拠を記載していただきたいと思ひ意見の提出を致します。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p>	無
124	<p>値上げの額が妥当であるか判断できる、詳しい資料が欲しい。現状では、妥当であるとの判断ができないため、値上げに反対です。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。</p> <p>手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
125	<p>○行政書士法（昭和26年法律第4号）関係</p> <p>行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行について、現行金額の7000円から10400円に見直される件について、</p> <p>具体的な費用の増加が不透明であり、また、費用の増加として、新型コロナウイルスなどの影響がメインだと推測するが、コロナが収束した後も、同様の費用増加が継続して必要であるとは思えないため、既得権益の温厚になりやすいため、増加費用の具体的な用途について、明確にすべきであると思う。</p>	<p>今般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
126	<p>見直しは定期的にあるといえど、その理由は明確にすべきです。 増額項目について、中でも行政書士試験受験費用が倍率高すぎます。 なぜ宅建受験費用の増額割合とこれほど違うのでしょうか。</p> <p>中止、又は理由を明確にしてからの意見公募を求めます。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。 手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。 また、行政書士試験の手数料の標準額については、平成12年以来据え置いていましたが、それ以降の経費の増、長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえ、手数料の標準額を見直すものであり、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	無
127	<p>行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行について、他の資格試験の値上げにくらべ、率が高すぎる。再検討の余地あり。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。 現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。 また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。 行政書士試験の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無
128	<p>手数料の上がり幅が大きい。経費がかかるのはわかるが、一度上げると今後も繰り返しがっていくものと考えられ、変動を抑えるべきではないのか。今回の値上げにコロナ対策が関係していると考えても、実際受験する側にマスクをつけさせただけなのではないのかという実感が（行政書士試験）、根拠にないと思う。 値上げするにしても、今までよりも狭い会場へ詰め込み、机が古かったり椅子がガタガタするなど質の悪い方向に変化させることはやめるべき。</p>	<p>各手数料の標準額の見直し理由は別表のとおりです。 手数料の標準額については、それぞれの役務を提供するに当たり必要となる経費の変動等に鑑み、適切な金額となるように見直しを行っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。 その他のご指摘の点については、今後の行政執務の参考とさせていただきます。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
129	<p>行政書士受験生です。今回受験料の値上げの提案には正直憤りを感じています。理由は様々あると思いますが、受験料の値上げよりもまずは国や行政機関の経費削減や所属などが違い大変失礼なのですが、大臣や国会議員の報酬や現在の議員数の減額などをなさってはどうか。国民からの搾取もいかに減らしていただけないでしょうか。</p> <p>結局のところ、政治を含め行政は口ばかりで、国民の意見を反映していただいているとは到底思えないですし、国や行政の施策には本当に腹が立ちます。</p> <p>また行政書士では記述式があります。この記述式についても、採点方式や点数配分について、何もかもブラックボックス。採点官によっては、多少のばらつきが出ていてるのではないのでしょうか。これで公平に試験や採点が行われているとは決して言い難いと思います。そろそろこの試験の方式には限界があるのではないのでしょうか。特に記述式には上述の通り、ブラックボックスで、採点官によって、採点のばらつきがある可能性も否定できない。これって不公平ではないのでしょうか。</p> <p>この試験方式を60問マークシート式にしたらどうでしょうか？また物議をかます問題も出たり、没問もある。</p> <p>コロナの経費補填など、受験料の増額を裏付ける理由は他にもたくさんあるのですが、なぜこれからの若い世代や人生を変えるために行政書士試験の資格取得を目指されている方々に不利になることをするのですか？</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、試験実施経費の増加や手数料収入額の減少を踏まえ、今後の行政書士試験の安定的な実施のために行うものです。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力の的確な判定等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
130	<p>行政書士試験の施行 7,000→10,400 宅地建物取引士資格試験の実施 7,000→8,200</p> <p>行政書士試験の金額の上り幅が、宅地建物取引士の試験に比べて、大きすぎると感じます。金額算出の根拠を明確にする必要があると思います。</p> <p>事務及び人件費単価又は物価水準の変動である、とされているのであれば、「事務及び人件費単価」が行政書士試験の方が、高価であるのでしょうか？</p> <p>試験監督員が、すべて行政書士資格所有者に限定して行われていると聞いたことがありますが、真偽のほどは存じません。</p> <p>もしそうであって、その為に人件費が高価になっているのであれば、資格所有者でなければならぬ訳ではないと思います。</p> <p>宅地建物取引士試験に比べ、行政書士試験は合格率も低く、複数回受験する人も多い中で、この見直し金額は納得のいくものではありませんし、公平ではないと思っています。</p> <p>失業し、より良き仕事に就くために、また人のため世の中のためになる仕事をしたいと、令和3年の行政書士試験を受験しました。結果如何で、当方も再受験の可能性があります。</p> <p>見直し金額の再考を、是非お願いいたします。</p>	<p>一般の行政書士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成12年以降の受験申請システムの導入等の経費の増、平成15年以降の長期的な出願者数の減少傾向、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う試験会場数の増による経費の増等を踏まえて行うものです。</p> <p>現在の手数料額では、行政書士試験を実施する一般財団法人行政書士試験研究センターにおいて、人件費削減や基本財産の取崩し等の自助努力を継続してもなお、試験実施経費を十分に確保できず、試験の実施が困難となるおそれがあるため、手数料額を引き上げる必要があります。</p> <p>また、手数料額の増加率については、他の資格試験とは内容や規模等が異なるため一概に比較できませんが、引上げ後の額は、社会保険労務士等いわゆる8土業の試験手数料額の平均よりも低い水準にあります。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、試験の実施方法等については、一般財団法人行政書士試験研究センターが実施する試験事務の効率化等の観点から、適切なものとなるよう努めてまいります。</p>	無
131	<p>「受付締切日時」の「2022年1月7日0時0分」は「2022年1月8日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領に意見提出期間は1月7日までと定められているから。</p>	<p>意見公募終了日時を修正いたしました。</p>	無

(別表)

事務名	主な見直し理由	現行金額（円）		見直し後金額（円）	
		内訳 上：人件費 下：物件費等	端数 処理後	内訳 上：人件費 下：物件費等	端数 処理後
○行政書士法（昭和26年法律第4号）関係					
行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行	会場費の増	3,248 3,729	7,000	4,087 6,290	10,400
○高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係					
高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	会場費の増	2,784 6,524	9,300	4,061 7,513	11,600
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	8,780	8,800	11,075	11,100
同 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	会場費の増	2,578 6,117	8,700	3,424 6,861	10,300
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	8,167	8,200	9,786	9,800
同 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	会場費の増	2,784 6,524	9,300	4,061 7,513	11,600
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	8,780	8,800	11,075	11,100
同 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	会場費の増	2,784 6,524	9,300	4,061 7,513	11,600
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	8,780	8,800	11,075	11,100
同 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	会場費の増	2,578 6,117	8,700	3,424 6,861	10,300
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	8,167	8,200	9,786	9,800
高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	会場費の増	1,651 6,226	7,900	2,263 6,725	9,000
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	7,349	7,400	8,489	8,500

事務名	主な見直し理由	現行金額（円）		見直し後金額（円）	
		内訳 上：人件費 下：物件費等	端数 処理後	内訳 上：人件費 下：物件費等	端数 処理後
同 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	会場費の増	1,009 5,229	6,200	1,423 5,813	7,200
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	5,710	5,700	6,737	6,700
○宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）関係					
宅地建物取引業法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	会場費の増	5,243 1,796	7,000	4,497 3,745	8,200
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）関係					
銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許可証の書換え	人件費単価の減	1,694 97	1,800	1,551 15	1,600
○電気工事士法（昭和35年法律第139号）関係					
電気工事士法施行令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状のプラスチックカード化	1,476 583	2,100	2,015 692	2,700
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）関係					
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合	人件費単価の減	96,668 8,899	110,000	88,660 9,518	98,000
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	人件費単価の減	15,379 1,275	17,000	14,105 1,364	15,000
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	会場費の増	2,298 19,108	21,400	3,008 20,173	23,200
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	会場費の増	20,878	20,900	22,682	22,700